

令和9年度公共ホール音楽活性化支援事業

(支援プログラム) 実施要綱

1 趣旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化と地域の音楽分野における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホール職員等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、公共ホール音楽活性化事業又は公共ホール邦楽活性化事業を実施した市町村等による、身近で親しみのあるクラシック音楽又は邦楽の公演事業及び地域交流プログラムの継続的な取り組みに対する支援を行う。

2 対象団体

次の団体であって、令和8年度までに公共ホール音楽活性化事業又は公共ホール邦楽活性化事業を実施し、かつ、原則として10年以内に公共ホール音楽活性化事業、公共ホール邦楽活性化事業又は地域創造の他の共催事業を実施した団体を対象とする。

- (1) 市町村（特別区を含み、政令指定都市を除く。）
- (2) 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、市町村の設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体
- (3) 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された、公益財団法人等（(2)を除く。）のうち、市町村が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

3 実施団体の決定

地域創造は、上記2の団体から提出された実施申請書等をもとに審査し、予算の範囲内で実施団体を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。

決定にあたっては、原則として公共ホール音楽活性化支援事業の実施回数が5回未満の団体から選定するものとする。

申請団体が多数となった場合は、これまでの公共ホール音楽活性化支援事業、公共ホール音楽活性化発展継続事業、公共ホール音楽活性化発展継続支援事業及び公共ホール音楽活性化支援・文化庁連携事業（以下「支援事業等」という。）の実績（支援事業等の実施回数が少ない団体を優先するものとする。）及び計画書の内容を考慮の上、選定するものとする。

4 助成対象事業

実施団体は、原則として3日間以上の日程で次の事業を実施するものとする。

ただし、直近の公共ホール音楽活性化事業又は公共ホール邦楽活性化事業を実施してから、公共ホール音楽活性化支援事業の実施回数が3回目以降となる団体は、下記(1)公演（コンサート）の実施の有無を選択できるものとする。

(1) 公演（コンサート）

公共ホール等で開催する有料のクラシック音楽又は邦楽の公演を1回（入場料収入は実施団体に帰属するものとする。）

(2) 地域交流プログラム（アクティビティ）

学校等でのミニコンサートやワークショップなど、地域との交流を図る事業を原則として4回以上（1日につき2回の実施を基本とする。また、2名（組）以上の

アーティストを招聘する場合においても、1名（組）あたり4回以上実施するものとする。）

ただし、上記4（1）公演（コンサート）を実施しない場合は、原則として8回以上実施するものとする。

5 支援措置

地域創造は、実施団体が実施する助成対象事業に対し、次の（1）から（4）のとおり財政支援を行う。

（1）助成割合

原則として実施団体における過去の支援事業等の経験等を勘案し、次の割合で助成するものとする。

①支援事業等の実施が1回目の場合

助成対象経費の3分の2以内

②支援事業等の実施が2回目以降の場合

助成対象経費の2分の1以内

（2）助成対象経費

事業実施に伴い実施団体が支出する別紙1の助成対象経費（限度額100万円（税込））

（3）実行委員会形式等により事業を実施する場合の取扱い

市町村等及び民間等が参加して実行委員会形式等により事業を実施する場合には、企画・運営について当該市町村等が相当の責任を負う場合に限り、当該市町村等が負担する額に相当する範囲内の事業費を助成の対象とすることができる。

（4）助成金を減額する場合

5（1）にかかわらず、総収入（入場料収入及び5（1）の助成割合により算出される地域創造からの助成金並びに他団体からの負担金や補助金、協賛金等を含む。）が助成対象経費以外の経費を含む総事業費を超えることのないよう、地域創造からの助成金を減額することがある。

6 提出書類等

（1）実施申請書及び計画書 …別記様式1-1、2

令和9年度に本事業の実施を希望する対象団体は、次の関係資料を添えて、令和8年9月3日（木）までに申請すること（地域創造必着）。

なお、2（2）又は（3）に該当する団体が申請する場合には、施設設置者又は出資者である地方公共団体の長の副申書を添付する。 …別記様式1-2

計画書（別記様式2）については、独自の様式の使用も可とするが、令和9年度とそれ以降の長期的な計画を具体的に記入すること。

【添付資料】

①共通資料

- ・会場パンフレット
- ・（参考）公共ホール音楽活性化支援アーティスト出演依頼票 …別記様式3

②申請団体が2（2）に該当する場合

- ・令和8年度事業概要
- ・指定管理者として指定を受けていることを証する書類

③申請団体が2（3）に該当する場合

- ・令和8年度事業概要
- ・令和7年度決算及び令和8年度予算資料

④実行委員会等形式により事業を実施する場合

- ・ 実行委員会等組織の関与状況 …別記様式 6
- ・ 規約
- ・ 実行委員等名簿
- ・ 組織体系図
- ・ 事業計画
- ・ 予算資料

(2) 公共ホール音楽活性化支援アーティスト出演依頼票 …別記様式 3

事業内定通知を受理した後に、出演希望アーティストの所属事務所あてに送付すること。

(3) 実施計画書及び事業収支予算の内訳 …別記様式 4-1、4-2

出演アーティストの所属事務所と連絡調整を行い、日程等を決定の上、令和9年1月18日(月)までに当該書類を提出すること。その際、各助成対象経費については積算根拠を明記もしくは見積書等の資料を添付すること。

(4) 実績報告書及び事業収支実績の内訳 …別記様式 5-1、5-2、5-3、5-4

事業終了後30日以内(事業終了が令和10年3月15日(水)以降の場合は、令和10年4月14日(金)(必着)まで)に、次の関係資料を添えて当該書類を提出すること。

【添付資料】

① 共通資料

- ・ チラシ、プログラム、写真等
- ・ 出演契約書の写し
- ・ 助成対象経費に係る領収書等(支払いを証明できる書類)の写し

② 実行委員会等形式により事業を実施した場合

- ・ 実行委員会等組織の関与状況 …別記様式 6
- ・ 市町村等が実行委員会等組織に対して支出した金額を証明できる書類
- ・ 実行委員会等組織の収支状況

(5) 変更承認申請書又は変更報告書 …別記様式 7-1、7-2

助成決定通知を受けた後に申請(計画)内容に重大な変更が生じた場合は、次の区分に応じて直ちに当該書類を提出すること。ただし、経費の増減を伴う変更にあつては、通知した決定額を上限とし、超過分については実施団体の負担とする。

① 変更承認申請

次に掲げる変更については、変更承認申請書を提出し、地域創造の承認を得るものとする。なお、変更内容によっては事業の要件を満たさなくなり、助成できない場合がある。

- ア 公演実施日程の変更
- イ 公演実施会場の変更
- ウ その他、事業内容が大幅に変更される場合等、地域創造が特に承認を必要とする変更

② 変更報告

次に掲げる軽微な変更については、変更報告書により地域創造に報告するものとする。なお、この場合、地域創造の承認は不要とする。

- ア 申請者の団体名称の変更
- イ 申請者の代表の変更、人事異動等によるその他関係者の変更
- ウ その他、事業内容の大幅な変更を伴わない場合の事業概要の変更

7 その他

(1) 助成・制作協力に関する表示

① 助成の表示

実施団体は、対象事業実施会場および対象事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体に、地域創造が助成している旨を表示すること。

(表示例) 助成：一般財団法人地域創造

助成：(一財) 地域創造

②制作協力の表示

実施団体は、対象事業実施会場および対象事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体に、一般社団法人日本クラシック音楽事業協会が制作協力している旨を表示すること。

(表示例) 制作協力：一般社団法人日本クラシック音楽事業協会

制作協力：(一社)日本クラシック音楽事業協会

(2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施団体の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

(4) 情報提供

地域創造が、全国の地方公共団体に対して行う事業に関する情報提供等のために資料提供を求めた場合や現地調査を行う場合、実施団体は協力するものとする。

(5) その他

事務手続き、スケジュールその他細目について必要がある場合は別途定める。

また、その他事業の実施に関し疑義が生じたときには、地域創造と実施団体が協議して決定する。

参考 標準的な事業の流れ・手続き等

●令和8年度（事業実施前年度）

実施時期	内容	提出書類
6月下旬～9月3日	申請受付（9月3日（木）締切）	事業申請書等 （別記様式1-1、1-2、2、3） ※実行委員会形式等の場合 別記様式6
10月（予定）	事業内定通知 アーティストの所属事務所に出演依頼	出演依頼票 （別記様式3）
1月	企画内容・アーティストの決定 （1月18日（月）締切）	実施計画書等 （別記様式4-1、4-2）

●令和9年度（事業実施年度）

実施時期	内容	提出書類
4月	助成決定通知	
4月～3月	事業の実施	
事業終了後	実績報告、助成金の請求 ¹	実績報告書等 （別記様式5-1、5-2、5-3、5-4） ※実行委員会形式等の場合 別記様式6

¹ 事業終了後30日以内（事業終了が令和10年3月15日（水）以降の場合は、令和10年4月14日（金）（必着）まで）に、別途指定する関係様式を添えて提出すること。

助成対象経費

令和9年度公共ホール音楽活性化支援事業要綱 5（1）助成対象経費については、次のとおりとする。

- 1 実施団体が支出する助成対象事業に係る直接経費のうち、実績報告時に請求書、領収書、支出伺い、振替伝票等により、日付、支払者、内容（明細）、金額等が確認できるものを助成対象事業経費とする。なお、各項目のその他に該当する場合は、申請書の内訳明細欄に詳細を記入すること。

①演奏家（対象アーティスト及び伴奏共演者）派遣に係る経費

出演料及びマネジメント料（助成対象上限額は別紙2のとおりとする。）、交通費（現地交通費は「②その他の経費」に含む。）、宿泊費、日当、楽器運搬費（現地楽器運搬費は「②その他の経費」に含む。）、出演者に係る損害保険料。（交通費・宿泊費・日当は、それぞれ実施団体の旅費規程に準じた金額を上限とする。）

※ 演奏家は別紙2の対象アーティストから、ソリストの場合は2名以内（邦楽以外のジャンルの伴奏共演者は別に1名以内、邦楽の共演者は別に2名以内）、アンサンブルの場合は1組とし、その出演料および助成対象上限額は別紙2のとおりとする。

なお、公共ホール邦楽活性化事業を実施したことにより本事業の対象となった団体においては、本事業一回目の事業における演奏家は、邦楽のジャンルから選ぶものとする。

②その他の経費

項目	内容
音楽・文芸費	楽譜・楽器借料、調律料、作曲・編曲等謝金、著作権使用料など
舞台・会場費	舞台人件費、照明・音響費、現地楽器運搬費、会場整理等人件費、会場借上料、会場設営費など
旅費・諸謝金	現地交通費、事業打合せ等旅費
広報・印刷費	広告宣伝費、チラシ・ポスター・プログラム・入場券等印刷費、チケット販売手数料など
記録費	録画費、録音費、写真費、記録ビデオ作成費、記録DVD作成費、記録活動に必要な消耗品の購入費、その他
保険料	催事保険料、楽器搬送保険料、その他
消耗品費	事業に係る消耗品費
その他	その他事業の企画・制作に要する経費（振込手数料、印紙代を含む）

- 2 次に掲げる経費は助成対象外とする。

- ① 事業実施期間（令和9年4月1日から令和10年3月31日）外に発生した経費
- ② 実施団体以外の者が支出した経費
- ③ 実施団体及び申請者が請求者となっている経費

（例：利用料金（地方自治法第244条の2第8項の規定によるもの）を収受する指定管理者が自ら当該施設を使用して事業を実施した場合に、自身に支払う形となる利用料金等）

- ④楽器・備品の購入費
- ⑤コンクール入賞賞金・賞品等にかかる経費
- ⑥レセプション・パーティに係る経費、打ち上げ費、その他飲食関係費（ケータリングを含む）
- ⑦手土産代、記念品代、出演者等への花束代等物品による謝礼費用
- ⑧事務局経常費（事務所維持費、職員給与、燃料費等）
 - ※ 専ら申請事業に従事する臨時職員の報酬等は企画制作費（直営）として計上して差し支えないが、実績報告時に任用書類や事業実施期間の業務分担表、日報など従事内容・期間が確認できる書類を添付すること。
 - ※ 燃料費は、事業専用に取り上げている車両など事業遂行に不可欠な場合のみ計上できるものとし、実績報告時に使用簿など（使用日時・使用者・走行距離などを確認できる書類）を添付すること。
- ⑨その他、助成対象として適当でないと地域創造が判断したもの。

公共ホール音楽活性化支援事業 令和9年度対象アーティストについて

令和9年度の対象アーティストは計118組からなり、助成対象事業の実施に係る出演料の上限額および助成対象上限額は、それぞれ次のとおりとする。

1 本事業へ令和6年度以降に登録されたアーティスト（登録が4年以内）

ソリスト16名
アンサンブル2組
計18組

ジャンル	アーティスト
ピアノ	今田篤、水谷桃子、三原未紗子
弦楽器	【ヴァイオリン】鈴木舞【チェロ】北垣彩【クラシック・ギター】閑喜弦介
管楽器	【ユーフォニアム】山崎由貴
声楽	【ソプラノ】上田純子【テノール】西村悟【バスバリトン】小野寺光
邦楽	【箏・地歌三味線】安嶋三保子、藤重奈那子【箏・三絃・十七絃】森梓紗 【箏・三味線・唄】川田健太【尺八】大萩康喜【歌三線】棚原健太
その他	【パーカッションデュオ】カメハ 【サクソフォン四重奏】Modétro Saxophone Ensemble (モデトロ・サクソフォン・アンサンブル)

【出演料および助成対象上限額】

A 邦楽以外のジャンル

	出演料上限額 (所得税・消費税・マネジメント料含む)	助成対象出演料上限額 (所得税・消費税・マネジメント料含む)
ソロ	275,000円	275,000円
伴奏共演者	165,000円	165,000円
二重奏	495,000円	495,000円
四重奏	715,000円	715,000円

B 邦楽

		出演料上限額 (所得税・消費税・マネジメント料含む)	助成対象出演料上限額 (所得税・消費税・マネジメント料含む)
ソロ		275,000円	275,000円
二重奏	登録 アーティスト	264,000円	264,000円
	共演者	231,000円	231,000円
三重奏	登録 アーティスト	231,000円	231,000円
	共演者	187,000円	187,000円

2 本事業へ令和3年度以前に登録されたアーティスト（登録が5年以上）

ソリスト 88名
アンサンブル 12組
計 100組

ジャンル	アーティスト名
ピアノ	川井綾子、高橋多佳子、竹村浄子、白石光隆、田村緑、久保田葉子、佐々木京子、奈良希愛、今野尚美、新崎誠実、新居由佳梨、泊真美子、金子三勇士、岩崎洵奈、岡田奏、酒井有彩、中野翔太、實川風、高橋ドレミ【ピアノ・指揮】中川賢一
弦楽器	【ヴァイオリン】高木和弘、大森潤子、磯絵里子、神谷未穂、野口千代光、小野明子、早稲田桜子、高橋和歌、甲斐摩耶、瀧村依里、北島佳奈、松本蘭、坂口昌優、石上真由子【チェロ】長谷部一郎、唐津健、海野幹雄、奥田なな子、加藤文枝
管楽器	【フルート】岩間丈正、荒川洋、吉岡次郎、森岡有裕子【クラリネット】小谷口直子【サクソフォン】田中靖人、大石将紀、田村真寛、田中拓也【トランペット】辻本憲一、神代修、高見信行【ホルン】小川正毅、丸山勉、福川伸陽【トロンボーン】加藤直明【テューバ】喜名雅
声楽	【ソプラノ】沢崎恵美、大森智子、菌田真木子、小林厚子、渡邊史、乗松恵美、廣田美穂、梅津碧、竹多倫子【メゾソプラノ】河野めぐみ、菅家奈津子【テノール】黒田晋也、村上敏明、羽山晃生、中井亮一、糸賀修平【バリトン】吉川健一、ヴィタリ・ユシュマノフ
邦楽	【箏・地歌三味線】片岡リサ【箏・十七絃】山野安珠美
その他	【マリンバ】浜まゆみ、大熊理津子、塚越慎子 【パーカッション・マリンバ】新野将之【打楽器・マリンバ】宮本妥子 【パーカッション&ボイス】野尻小矢佳【クラシック・ギター】益田正洋、松尾俊介【ハープ】福島青衣子【ハーモニカ】小林史真、竹内直子 【オカリナ】山本奈央【ピアノデュオ】デュエットウ かなえ&ゆかり、ピアノデュオ ドゥオール【ピアノ&チェロ】Duo Yamaguchi【クラリネット&ピアノ】デュオ・レゾネ【フルート&クラシック・ギター】泉真由×松田弦 【ピアノトリオ】ピアノトリオ・ミュゼ【サクソフォン四重奏】Quartet SPIRITUS、Quatuor B、アーバンサクソフォンカルテット【木管五重奏】Quintet H 【金管五重奏】Buzz Five【ブラスバンド】BLACK BOTTOM BRASS BAND

【出演料および助成対象上限額】	出演料 (所得税・消費税・マネジメント料含む)	助成対象出演料上限額 (所得税・消費税・マネジメント料含む)
ソロ	※	330,000円
伴奏共演者		198,000円
二重奏		594,000円
三重奏		726,000円
四重奏		858,000円
五重奏		990,000円
六重奏		1,000,000円

※出演料は、各アーティスト所属マネジメントとの交渉による。

一般社団法人日本クラシック音楽事業協会より出演料上限額一覧表の提供あり。